岩手県における漁場入札制の歴史

――明治初期の混乱――

主任研究員　田口さつき

1　岩手県で施行された漁場入札制

漁業の発展のために、漁場入札制を導入し、高値を提示した個人・組織に利用させてはどうかという意見がある。

明治時代に岩手県では漁場入札制が行われた。そこで、岩手県の文献からどのようなことが起こったか、みていこう。

岩手県では漁場の入札制が1873年から1891年まで行われた。『岩手県漁業史』によると、「この漁場入札制は、本県における漁場占有利用関係の特異性として注目されるものであり、マグロ建網・サケ建網・サケ地引網・サケ留・マス留・簗(やな)留・簀(す)留など、漁場が限定される漁業に採用された。しかもこの制度は、旧来からの地元漁業者に占有されていた漁業権を消滅させ、あらたに漁場の占有利用権を入札によって免許するという、いわゆる漁場慣行上での大きな転換であった」(138頁)。

2　資本を持つ者が参入

入札制がどのような変化をもたらしたかを知る手がかりは、岩手県水産部が発行した『岩手縣漁業史料』から得られる。同史料は、1875年から1877年までの漁業に関する行政資料である。全入札を網羅しているわけではないが、漁場の占有利用の在り方を考えるうえで多くの示唆を与えるものである。

1877年の資料が最も多く、同年２月に123漁場で入札が行われるとの公示がある。これに対し、入札を通じて形成された漁場占有料(新税額)がわかるのは、83漁場である(注)。このうち、高額となった入札結果を示したものが第１表である。漁法としては、マグロ建網とサケ留である。漁場の占有利用権を得た者(以下「占有者」)は、商人、もしくは金主(事業資金の出資者)と組んだ個人の連合であった。彼らの居住地から漁場がある地域の住民ではないことがわかる。全体としてみても、他町村の住民が競り落とした漁場は、高額となっている(第２表)。つまり、「漁場入札制は、(中略)税額の高騰化という過程をとおして、漁場の占有利用権の多くは他町村の者に集中していくこととなった」(前掲書139頁)。なお、居住地が地元であっても、９漁場で農民、１漁場で商人、３漁場で資産家が占有者となっていた。ほかについては占有者の属性が判明しない。

83漁場のうち、1877年以前に設定された漁場占有料(旧税)がわかるのは53漁場である。入札により新たに設定された漁場利用料は平均で14倍ほどに増えた(第３表)。占有者が他町村の場合は20倍であった。

3　多くの弊害が生じる

優良漁場は事業を志す人々をひきつけ、そのため入札額が増加するのは当然とも考えら

第1表　入札結果(高額漁場順)

	漁場	漁法	漁場占有料(円)	占有者	占有者居住地
1	重茂村追切3丁目	マグロ建網	1,851.750	高平四郎右エ門(商人)/野村茂右エ門(金主・商人)	重茂村・宮古村・仁王村
2	重茂村追切2丁目	マグロ建網	1,851.501	永田市太郎/野村茂右エ門(金主・商人)	浦鍬ガ村・仁王村
3	釜石村字大渡川	サケ留	1,558.000	金崎五兵衛(商人)/金崎権兵衛(金主)	小槌村
4	大槌村字大槌川	サケ留	858.000	金崎五兵衛(商人)/金崎松兵衛/後藤直太郎	小槌村
5	重茂村追切4丁目	マグロ建網	683.119	貫洞兼次郎(商人)/貫洞定次郎(金主)	飯岡村

資料　岩手県水産部『岩手縣漁業史料』、以下同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表 入札結果（漁場占有料）

占有者の居住地	入札数	漁場占有料（円）	
		平均	標準偏差
地元	46	64.4558	276.5216
他町村	37	245.7633	417.0489
全体	83	145.2796	355.7274

（注）　高札者の属性による漁場占有料はF検定により1％水準で分散に差があることが示された。

第3表 入札結果（対旧税）

占有者の居住地	入札数	対旧税（倍）①	
		平均	標準偏差
地元	34	10.45	20.97
他町村	19	20.02	30.13
全体	53	13.88	24.79

（注）　①は漁場占有料（新税額）を1877年以前の漁場占有料（旧税額）で割ったもの。

れるが、思惑による入札参加がみられた。

高騰の事例として、第１表の５番目「重茂村追切４丁目漁場」の経緯が挙げられる。金主の貫洞定次郎は見込み違いのため免許を返上し、再入札となった。その結果、当初の漁場占有料（683円11銭９厘）から３分の１ほどの233円に下がった。

あるいは、漁業参入後、目先の利益獲得行動で混乱も生み出した。第１表の３番目「釜石村字大渡川漁場」の商人金崎五兵衛は、従来、捕魚禁止区域だった地域まで区画を広げることを請願した。また、宮古湾では、「入札制によるマグロ漁場の税高騰化はイカ漁に大きな被害を与え」た（前掲書152頁）。それは、マグロ建網で混獲された魚類を大小かまわず捕獲するようになったからだ。

地域にも混乱が及んだ。サケやマスの漁場の多くは村民共有だったが、漁場の高騰化に耐えられなかった。例えば、鵜住居村のマス留「大浜渡漁場」は村受（村が占有者）だったが、士族の池田豊が旧税２円の８倍で競り落とした。しかし、免許されて１か月もしないうちに、彼は巡査になるため上京するとのことで漁場を返上した。このように金主や士族は早々に撤退することもあった。

また、箱崎村は２か所のマグロ漁場の利益を学校資金にするために免許を願い出たが、いずれの漁場も金主連合が獲得した。

入札制導入の目的は漁場占有料の不統一を競りにより正すことであった。しかし、結果的には短期的な利益を得ようとする者の参入による混乱を招いてしまった。

4　得られる教訓

岩手県は「漁業税採藻税規則」（1880年）により、マグロ建網など入札されていた漁場は期明けしたら、地元の漁業者の出願を受け、年限を定めず免許することとした。しかし、漁場占有料は前期と同額とし、高額なままだったので、村受、もしくは、村の連合による出願という現象が生じた。地元漁業者が協調することにより漁場を取り戻したのである。第１表の重茂村の追切２、３、４丁目のマグロ建網漁場については、1882年に宮古湾岸の８カ村が連合して免許を申請し、認められた。なお、マグロ建網事業によって得た「純益金の配分は八カ村に平等に分配されているが分配率は純益金全体の七五％をあて、残り二五％は、救荒の目的に一〇％、町村の学資金として一〇％、八カ村内の公共事業に対する補助金ないしは寄附金として五％を割当てている」（前掲書159頁）。地元漁業者は地域の繁栄のため、利益の積立てを考えていたことがわかる。

『岩手縣漁業史料』は、漁場を占有利用するのは誰がふさわしいか、資金力という基準だけで漁場の占有利用を許していいのか、地元への還元という観点をどう考えるべきかといった重要な問いを投げかけている。

（注）ただし、当時、漁場名が統一されていないなどの理由で公示された漁場名と入札結果がわかる漁場名が一致しないこともある。全漁場の入札結果がないので、詳細は不明。

＜参考文献＞

・岩手県水産部（1954）『岩手縣漁業史料　第２輯（明治８-10年）』

・岩手県（1984）『岩手県漁業史』

（たぐち　さつき）